

令和8年度 畑地化促進事業に係る要望調査

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む販売農家等に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行う、畑地化促進事業に係る要望調査を行います。

多くの要件がありますので、事業の活用を希望される方は、まずは北広島町農業再生協議会事務局へお問い合わせください。該当される方へ要望書をお送りします。

対象者	<input type="checkbox"/> 水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む販売農家・集落営農
対象農地	<input type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地 <input type="checkbox"/> 令和7年度において主食用米、戦略作物、産地交付金等の交付対象となった農地 <input type="checkbox"/> (自家用野菜や自己保全管理など、作付・出荷・販売が確認できない農地は対象外) <input type="checkbox"/> 畦畔・水路・取水口が写真で撮影・確認できる農地 <input type="checkbox"/> 貸借農地の場合は、農地所有者の同意書が提出可能な農地 <input type="checkbox"/> 概ね団地を形成している農地(当協議会において確認します)
要件	令和8年度から令和12年度までの5年間、継続して、対象作物を作付・出荷・販売まで行うこと (採択後5年間、これまでどおりの現地確認・収量確認・出荷伝票提出などが必要です)
交付単価	<p>【高収益作物（野菜、果樹、花き等）】</p> <input type="checkbox"/> 畑地化支援：7.0万円/10a <input type="checkbox"/> 定着促進支援：2.0万円/10a × 5年間 または 10.0万円/10a（一括） <p>【畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そばなど）】</p> <input type="checkbox"/> 畑地化支援：7.0万円/10a <input type="checkbox"/> 定着促進支援：2.0万円/10a × 5年間 または 10.0万円/10a（一括）
お問合せ期間	令和8年2月17日（火曜日）まで (期間後にお問い合わせの場合には、令和8年度の交付を受けることはできません。)
留意事項	<input type="checkbox"/> 畑地化の取組みとは、水田活用の直接支払交付金における交付対象水田から除外する取組です。(採択後は二度と水田活用の直接支払交付金が交付されない農地になります) <input type="checkbox"/> 田から畑への地目変更は不要です。 本事業は申請面積等に応じてポイントが配分され、ポイントが上位の農業者から予算の範囲 <input type="checkbox"/> 内で採択となりますので、申請を行っても支援を活用できない場合があります (不採択となった場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となります) <input type="checkbox"/> 高収益作物を生産するために畑地化支援等を受けた場合、畑作物への作付変更は5年間行うことができません(畑作物から高収益作物への作付変更は可能です) 畑作物のうち、麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば、においては収量が基準単 <input type="checkbox"/> 収の二分の一未満になる場合には遡って返還となり、二度と水田活用の直接支払交付金は交付されません。 <input type="checkbox"/> ほ場の一部でも、作付・出荷・販売を行わない箇所がある場合には、遡って返還となり、二度と水田活用の直接支払交付金は交付されません。 <input type="checkbox"/> 定着促進支援の一括交付を要望しても、国予算が不足する場合は分割交付になります。 <input type="checkbox"/> 交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うことが求められます。

詳しくは・・・北広島町ホームページ

畠地化促進事業

で検索

お問い合わせ先	北広島町農業再生協議会 事務局：北広島町	農林課 0826-72-7363 芸北支所 0826-35-0111 大朝支所 0826-82-2211 豊平支所 0826-83-1122
---------	-------------------------	---